

放送大学学園顧問弁護士の委嘱に関する規程

平成15年10月1日
放送大学学園規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学園（以下「学園」という。）の顧問弁護士の委嘱に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(顧問弁護士の設置)

第2条 学園に顧問弁護士を置くことができるものとする。

2 顧問弁護士は、理事長が委嘱する。

(職務)

第3条 顧問弁護士は、学園の業務に関する法律上の問題について、専門的立場から意見を述べ、又は助言を行うとともに、学園が関係する訴訟事件その他訟務に関する事務を行う。

(委嘱)

第4条 顧問弁護士を委嘱しようとするときは、書面により契約を締結するものとする。

2 委嘱の契約期間は、契約開始日の属する年度の末日までとする。ただし、更新することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、顧問弁護士の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。